

○議事日程 (平成二十七年九月十八日第三日)

日程第一	会議録署名議員の指名	日程第十四	議案第四十七号	療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第二	議会運営委員会の報告	日程第十五	議案第四十八号	養老町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
日程第三	諸般の報告	日程第十六	議案第四十九号	養老町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
日程第四	平成二十六年養老町一般会計歳入歳出決算認定について	日程第十七	議案第五十号	養老町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第五	平成二十六年養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十八	議案第五十一号	養老町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第六	平成二十六年養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十九	議案第五十二号	町道路線の廃止について
日程第七	平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について	日程第二十	議案第五十三号	町道路線の認定について
日程第八	平成二十六年養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について	日程第二十一	議案第五十四号	町道路線の変更について
日程第九	平成二十六年養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	日程第二十二	議案第五十六号	平成二十七年養老町一般会計補正予算(第三号)
日程第十	平成二十六年養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	日程第二十三	議案第五十七号	平成二十七年養老町国民健康保険特別会計補正予算(第一号)
日程第十一	平成二十六年養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	日程第二十四	議案第五十八号	平成二十七年養老町上水道事業会計補正予算(第一号)
日程第十二	平成二十六年養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	日程第二十五	議案第五十九号	平成二十七年養老町介護保険
日程第十三	認定第十一号			

事業特別会計補正予算（第一号）

日程第二十六 議案第六十号 平成二十七年養老町後期高齢

者医療特別会計補正予算（第一号）

日程第二十七 議案第六十一号 訴えの提起について

（追加日程）

日程第一 同意第六号 教育委員会教育長の任命同意に

ついて

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 野村 永一

○欠席議員

一	番	北倉義博
二	番	岩永義仁
三	番	長澤龍夫
四	番	大橋三男
五	番	三田正敏
六	番	吉田太郎
七	番	早崎百合子
八	番	野村永一
九	番	田中敏弘
十	番	松永民夫
十一	番	林輝見
十二	番	青山貞一
十三	番	水谷久美子

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

なし

町長	大橋 孝
副町長	長谷川 悟
教育長	並河 清次
総務部長	問山 孝通
総務部参事兼 総務課長	田中 信行
総務部 企画政策課長	西川 敏明
総務部 総務課長	渡邊 章博
住民福祉部長兼 健康福祉課長	野村 博治
住民福祉部長	高木 勉
住民福祉部長	松岡 弘泰
住民福祉部長	佐藤 昌子
生活環境課長	柏 裕昭
産業建設部長	高木 伸一
産業建設部参事	川地 豊己
産業建設部参事兼 農林振興課長	山中 秀樹
産業建設部 企業誘致課長 ・商工観光課長	前田 勝治

産業建設部	桐山一則
水道課長	
会計管理者兼	田中隆
會計課長	
教育委員会事務局局長兼	佐藤嘉但
教育総務課長	
教育委員会	久保寺利明
生涯学習課長	
教育委員会	西脇正信
スポーツ振興課長	
消防次長	堀田明男
消防次長	川添公男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長	西脇和信
議会議務局書記	稲川諭実彦

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(野村永一君) 平成二十七年第三回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

それでは、前段を私が読み上げますので、後段の御唱和をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。ただいまから平成二十七年第三回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(野村永一君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、一番 北倉義博君、二番 岩永義仁君を指名いたします。

○議長(野村永一君) 次に、日程第二、議会運営委員会の報告をお願いします。

ここで、九月十七日、議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 水谷久美子君。

○議会運営委員長(水谷久美子君) 昨日、九月十七日木曜日午前八時五十分より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会をいたしました。

協議事項は、第三回養老町議会定例会最終日における追加付議事件の審査の日程などについてであります。

日程につきましては、会議録署名議員の指名、議会運営委員会の報告、諸般の報告を順次行い、その後、議会初日に上程された議案の審議が終了後に、追加された日程第二十七、訴えの提起についての一議案を議案として上程し、審議することに決定をいたしました。

次に、審議方法につきましては、日程第二十七、訴えの提起については議題として上程後、提案理由の説明を受け、質疑、討論

を行い、採決を行うことと決定をいたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（野村永一君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に総務民生委員会及び決算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど各委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（野村永一君） 次に、日程第四、認定第二号 平成二十六

年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第十三、認定第十一号 平成二十六年養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの十議案を一括議題として上程いたします。

この十議案は、決算特別委員会に審査を付託してありましたが、ここで委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

決算特別委員会委員長 青山貞一君。

○決算特別委員長（青山貞一君） それでは、決算特別委員会の御報告をいたします。

去る九月八日、九日の両日において、決算特別委員会を開会し、今定例会で付託を受けました平成二十六年一般会計及び九件の特別会計の歳入歳出決算認定について、審査した結果を報告いたします。

本委員会は、地方自治法第九十八条第一項の規定による議会の検査権に基づき、各種の証拠書類など資料の提出を求め、議会において決定された予算が適正に、そして効率的に執行されたかを審査し、その結果を今後の予算編成や行政執行に生かされるように努めていただくために行いました。

審査の経過並びに主な審査の観点は次のとおりであります。歳入においては、町税は滞納繰越額が減少しており、収納率向上を目指してこれまで努力されていますが、町税の当初予算と収入済額との比較、町税及び使用料等の不納欠損額とその理由及び収入未済額とその対処策についての確認審査を主に行いました。

また、歳出については、当初予算額に対する補正予算額と支出済額との比較、多額の不用額の妥当性等の確認審査を主な観点といたしました。

まず最初に、認定第二号 平成二十六年養老町一般会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりであります。

一、予防費の不用額一千五百万円ほどが生じた理由についての問いに対しては、当初予算では子宮頸がんワクチンを三百三十人分見込んでいたが、実績が五人であったため、また九月議会で水痘と高齢者肺炎球菌予防接種が定期接種となり、対象者分九百六十万円を補正増したが、実績が大幅に少なかったためという回答でありました。

次に、斎苑費に関して、需用費の不用額百万円ほどと工事請負費の不用額六十六万円ほどの不用額の出身についての問いに対しては、需用費の不用額については、主に灯油の使用が少なかったため燃料費四十一万五千円が余り、また電気代の値上げが当初の想定より少なかったことと、十月より電気購入事業者を中電からエネットに切りかえたことで光熱水費七十八千円が余った。工

事請負費の不用額については、火葬炉の補修工事に関する入札差金であるという回答でありました。

次に、ごみ減量対策推進助成金六十二万円を支出している団体名と活動内容についての問いに対しては、六十万円の助成金を支出した生活と環境を考える会は、資源循環型社会を目指してごみ減量やリサイクル活動、啓発活動に取り組んでいる。また、二万円の助成金を支出した広幡女性の会は、生活排水対策として洗剤の減量や廃油の回収、水質検査に取り組んでいるという回答でありました。

次に、差し押さえの件数と金額についての問いに対しては、差し押さえ八十三件、二千三百五十万円という回答でありました。

次に、軽自動車税について、廃車手続がされていない場合などの対応策についての問いに対しては、納税義務者の死亡による名義変更や住所変更などの際に、変更申請等の手続をしてもらえるよう啓発に努めたいという回答でありました。

なお、軽自動車税については、督促状に廃車届の用紙を同封するよう検討してほしいという要望と、法人町民税について、営業を続けている事業所は不納欠損にならないよう、分納誓約等の対応をしてほしいという要望がありました。

次に、公民館費の報償費の不用額百三十二万円ほどが生じた理由についての問いに対しては、公民館の学習講座について、一講座当たり受講者十人以上という規定を徹底したところ、廃止された講座があり、その分の講師料が不用となったためという回答でありました。

次に、笠郷テニスコートに新しくトイレを設置する理由についての問いに対しては、高齢者や親子連れの利用者も多いことから多目的トイレの必要性があったためという回答でありました。

次に、笠郷テニスコートトイレ新設工事について、二十六年度に本体工事を、二十七年度に浄化槽新設工事を分けて実施する理由についての問いに対しては、当初、笠郷町民体育館の既存トイレに新設トイレを接続する計画であったが、昨年末、当体育館の閉鎖が決定したことにより予定していた浄化槽が使用できなくなり、新しく浄化槽が必要となったためという回答でありました。

なお、多目的トイレ一室になった場合、利便性が悪くなるため、既存のトイレの活用も検討されるよう要望がありました。

次に、各自治会館の手数料等の集金について、一カ月ごしか実施できていないことの対応策についての問いに対しては、今後は、例えば自治会館連絡員といった臨時職員を採用することも検討したいという回答でありました。

次に、高度処理型合併浄化槽設置事業費の不用額百二十万円ほどが生じた理由についての問いに対しては、国の内示額を事業費としており、当初分については七月時点で一定量に達したため、国に追加要望を行ったところ、一月内示であり、再募集を行いました。要件に見合う応募が少なく、不用額が発生した。予算については、内示額に合わせ七百五十三万三千円の補正減を行ったという回答であります。

次に、コミュニティプラントの現状についての問いに対しては、人口は九百七十七人、世帯数は三百三十七世帯であり、接続率は一〇〇%、調定金額は一千四百九万二千八百三十九円、収納額は一千三百七十六万六千九百九十六円、収納率は九七・六九%という回答でありました。

次に、オンデマンドバス運行事業の見直し状況についての問いに対しては、朝八時半から十時半までオペレーターを二名から三名に増員し、また込み合う時間帯と区間等がある程度把握し、巡

回バスに近い運行を行っているという回答でありました。

なお、今後は、当委員会で提唱している定時運行に関する研究も行ってもらえるよう要望がありました。

次に、ことし十二月の供用開始の予定であったが、スマートインターチェンジの建設工事の進捗状況についての問いに対しては、本体工事は現在着工されていないため、時間的には難しいと思われます。なお、アクセス道路は予定どおり二十七年度中にほぼ完成する見込みであるという回答でありました。

次に、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業について、コンサル等に総額一千九百万円ほどの委託をした理由についての問いに対しては、コンサルに委託した事業の多くは専門性の高い分野での業務であり、限られた職員にその専門性を求め、事務執行させることは難しく、その能力を持つ業者に委託したという回答でありました。

次に、コンサルに四十八万六千円で委託して養老の郷構想図を作成した理由についての問いに対しては、新生養老まちづくり構想の具体的なイメージがしづらいため、事務を進めるための主な内部資料として作成した。なお、委託料については、全体像に関する打ち合わせや調査等も含まれているという回答でありました。

次に、養老の郷づくりのコンサルディング業務委託料として、特定の個人に対し年間八十万円ほど支払われているが、契約金額の根拠についての問いに対しては、二十五年度からの継続であり、その委託金額を参考に算定したものである。なお、二十五年度は税別で月額七万円として契約をしていたという回答でありました。

次に、住民人権課では、部落解放新聞の縮刷版一冊五千円を購入し、教育委員会に配付している理由についての問いに対しては、教育委員会も人権教育の部署であるという考えのもと、そういっ

たところで利用してもらうため。なお、今後は、他の購読紙の購入部数等も検討したいという回答でありました。

次に、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業の総合計金額についての問いに対しては、合計四千三百三十万四千四百七十七円という回答でありました。

次に、特別会計について御報告をいたします。

認定第三号 平成二十六年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりであります。

差し押さえの件数と金額についての問いに対しては、三十四件、七百七十九万円という回答でありました。

次に、保険税の算定基準と基金の状況、近隣市町との比較についての問いに対しては、医療分の算定基準については、所得割五・三％、資産割が二〇％、均等割一人当たり二万五千円、平等割が一世帯当たり一万九千円。基金の状況については、現在二億一千万円ほど。近隣市町との比較については、西南濃十一市町のうち一番安いという回答でありました。

世帯主が死亡した後の滞納整理についての問いに対しては、旧世帯主の滞納については残りの世帯員に納付をお願いしているという回答でありました。

特定健診の受診率に関する国の目標数値、県の平均値、当町の予想値と実績値についての問いに対しては、国の目標数値については二十九年度時点で実施率七〇％。県の平均値については受診率三六％、当町の予想値については受診率三五％、実績値については受診率三三・一％という回答でありました。

次に、現年度分と滞納繰越分の収納率についての問いに対しては、現年度分については九三・一八％、滞納繰越分については一六・〇九％という回答でありました。

次に、国保一元化に向けた基金取り崩しの考え方についての問いに対しては、平成三十年度から県が財政主体となるため、保険税等の見直しに関する協議が始まったところであり、基金はいきなり保険税が上がった場合の調整のための財源として使用するべきという国の指導もあるため、残しておきたいという回答でありました。

五割軽減と二割軽減の世帯数と被保険者数についての問いに対しては、五割軽減については六百三十二世帯、千三百三十八名、二割軽減については六百十世帯、千三百二十二名という回答でありました。

次に、夜間診療や休日診療の考えについての問いに対しては、今後、関係機関とも協議していきたいという回答でありました。

次に、資格被保険者証の発行件数についての問いに対しては、九月一日現在、四十六世帯、六十五名という回答でありました。

資格被保険者証の療養費の処理方法についての問いに対しては、医療機関で十割を支払ってもらい、その後、役場窓口で療養費の請求をしてもらい、滞納に充当してもらっているという回答でありました。

次に、認定第四号 平成二十六年養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりであります。

基金残高と今後の方針についての問いに対しては、基金残高は三千二百三万六千六百七十八円、今後の方針については、ことしの西部簡易水道組合定期総代会においても上水道への加入に向けた協議をしているという回答でありました。

次に、認定第五号 平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりであります。

修繕費が月に百万円ほどかかっている要因と今後の対応策についての問いに対しては、要因は施設の老朽化と、二十六年は緊急的な修繕費が増加したため。なお、二十五年の修繕費は年間七百万円ほど、二十六年は年間千三百万円ほどであった。今後の対応策としては、一刻も早い新食肉基幹市場の建設に向けて進めていきたいという回答でありました。

稼働率についての問いに対しては、平成二十六年の稼働率は、大動物が五一・一％、中動物が四一・三％という回答でありました。

収支の採算が合う使用料の試算についての問いに対しては、二十六年の支出一億七千万円を全部使用料で賄うとすると、使用料を二倍以上にしなければならぬ。なお、近隣市町と比較しても当町の使用料が安いということはないという回答でありました。セシウム検査の結果についての問いに対しては、セシウム検査が始まって以来、検出されていないという回答でありました。

次に、認定第六号 平成二十六年養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。不納欠損七百二十三万円ほどに対する国の補助についての問いに対しては、これはことし三月議会でも債務放棄した物件で、国の補助事業の対象外である。なお、国の補助事業に該当する要件として町に過失がない場合であり、時効等によるものについては対象外となるという回答でありました。

調停における延滞金の取扱方法についての問いに対しては、訴訟では延滞金一〇・九五％とうたっているが、実質の取り扱いとしては、和解調停等になった場合には、元金償還金と利息は原則請求するが、延滞金は話し合いに応じてという形になるという回答でありました。

次に、認定第七号 平成二十六年度養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

処理場管理費の需用費の不用額五百五十七万円ほどが生じた理由についての問いに対しては、経年劣化したシーケンサ修繕工事を五百八十万円ほどで見込んでいたが、動作が良好であり、工事を取りやめたためという回答でありました。

工事請負費の不用額四百四十五万円ほどが生じた理由についての問いに対しては、主に管路新設工事を三百二十万円ほど見込んでいたが、昨年、申込者本人が死亡し、後継者から見合わせたとの申し入れがあったため。なお、今後も予算計上はしていきたくないという回答でありました。

加入の啓発活動の仕方についての問いに対しては、毎年五、六十戸の地区を区切って職員で啓発をしているという回答でありました。

次に、起債を返済するための財源確保の方法についての問いに対しては、加入の啓発活動を強めて加入率をふやしたり、使用料の値上げについても検討する必要があるという回答でありました。

次に、認定第八号 平成二十六年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

不納欠損十二万五千三百一十円の内訳と今後の対応についての問いに対しては、該当者は四名で二十五件であり、そのうち二名が上水は口座振替で、農集は直接納付のまま滞っていたため、今後は訪問して口座振替にしてもらえようお願ひしたいという回答でありました。

収入未済額八十九万七千円の件数と高額滞納者の状況についての問いに対しては、件数は百七十八件、高額な方がいたので、八月にお願ひして未納通知を送り、八月二十五日に三十四万七千

五円を収納したという回答でありました。

次に、認定第九号 平成二十六年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

特別徴収、普通徴収の件数と不納欠損の対応策についての問いに対しては、特別徴収は七千三百一十一件、普通徴収は一千三百三十八件、併徴収は四百七十五件、対応策については、電話催告に力を入れ、システムの的に可能であればコンビニ収納も検討したいという回答でありました。

差し押さえの状況についての問いに対しては、二十六年度全体の差し押さえの中に介護保険料の滞納も含まれていたが、税から優先的に配当するため、実際には該当はないという回答でありました。

認定審査の不服申し立ての状況についての問いに対しては、当町ではないという回答でありました。

特別養護老人ホーム白鶴荘の待機人数についての問いに対しては、白鶴荘のみの待機人数は把握していないが、町外の施設を含めると二百四十人ほどであるという回答でありました。

虐待の状況についての問いに対しては、施設で虐待の報告は受けていないという回答でありました。

次に、認定第十号 平成二十六年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第十一号 平成二十六年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

特別徴収、普通徴収の件数についての問いに対しては、特別徴収は三千百六十一件、普通徴収は七百五十件、併徴収は二百九十九件という回答でありました。

以上、審査に付された合計十件の一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての議案については、このような質疑、討論を経て採決の結果、認定第二号から認定第十一号までの十議案は挙手全員により、それぞれ原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（野村永一君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより決算特別委員長報告に対する質疑を行います。なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、所屬外で審査の経過及び結果についての質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより順次、討論及び採決を行います。

最初に、日程第四、認定第二号 平成二十六年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

ました。

次に、日程第五、認定第三号 平成二十六年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第六、認定第四号 平成二十六年度養老町簡易水道

特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第七、認定第五号 平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第八、認定第六号 平成二十六年養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第九、認定第七号 平成二十六年養老町公共下水道

道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第十、認定第八号 平成二十六年養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第十一、認定第九号 平成二十六年養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第十二、認定第十号 平成二十六年養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第十三、認定第十一号 平成二十六年養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十四、議案第四十七号 養老町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定については、総務民生委員会に付託し、審査されました。

ここで委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

総務民生委員会委員長 早崎百合子君。

○総務民生委員長（早崎百合子君） 総務民生委員会の報告をさせていただきます。

去る九月十一日午前十時より、委員及び議長並びに執行部の出席のもと、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定一件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

議案第四十七号 養老町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてに関しましては、一、

当町における総合教育会議の設置状況はの問いに対しては、既に

七月七日に第一回目を開催し、設置要綱等を審議・決定しているとの回答でした。

二、教育委員長及び各教育委員に対する制度の説明はの問いに對しては、毎月開催している教育委員会にて法改正の趣旨を説明し、御理解をいただいているとの回答でした。

三、現教育長の任期は四年であるが、新教育長の任期が三年である理由はの問いに對しては、法改正の趣旨によると、首長の任期より一年短くすることにより、首長が教育長を任命する機会が一回はあるようにするためとの回答でした。

四、今議会で条例を制定する狙いはの問いに對しては、町長の任期中に一回は新教育長を任命することは、法律の趣旨にもあるように町長の任命責任にも絡んでくるため、いつでも新教育長に移行できるように対応したいとの回答でした。

五、今議会で新教育長を任命する予定はの問いに對しては、この条例が可決成立すれば、既に教育長から辞任の申し出がなされているので、追加で新教育長の任命同意を上程したいとの回答でした。

六、経過措置により現教育長の任期満了後に新教育長制度に移行するという考えはの問いに對しては、ことし三月の教育委員の任命から任期が四年あり、町長の残任期間に一回は町長から任命したほうがよいということと、文部科学省初等中等教育局教育企画課長からも速やかに任命するよう通達が来ているとの回答でした。

七、町長が任命権者であることに對する教育委員会の独立性の確保はの問いに對しては、法改正の趣旨によると、総合教育会議により、首長と連携しながらも教育委員会の政治的な中立性は従前どおり確保されており、例えば教科書の採択や教職員の人事に

ついでには独自性を保つとの回答でした。

なお、討論として、ことし三月に四年任期で現教育長を任命し、経過措置があるにもかかわらず、半年で給与等もふえる新教育長に変更するというに對し、残任期間に對する論点が曖昧なままであるため反対しますという反対討論がありました。

以上、審査に付されました条例の制定一件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（野村永一君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより総務民生委員長報告に對する質疑を行います。なお、この案件については、総括質疑が終了しておりますので、所屬外で審査の経過及び結果に對するの質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず反対討論を許可します。

反対討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 次に、賛成討論を行います。

賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。  
本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十五、議案第四十八号 養老

町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてと日程第十六、議案第四十九号の二議案は、議会初日に提案理由の説明が済んでおりますので、上程後、直ちに質疑に入ります。

最初に、日程第十五、議案第四十八号 養老町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） まず最初に、第八条の二項の二の条文

ですけれども、具体的な例として、この条文を解説していただきたいというふうに思います。

それから、個人情報保護の関係ですので、お尋ねしたいんですけども、特定個人情報保護評価、PIAがあるわけですが、取り扱われる個人情報がいささか保護できるかどうかを自治体が事前に評価する仕組みであります。ところが、全国の市町村の四割に当たる七百五十八自治体が当初定められた順番と逆の作業をしているというふうな報道がございますが、当町においてはこのPIAはどう対応されたのか、伺いたいと思います。

○議長（野村永一君） 田中総務部参事、答弁。

○総務部参事兼総務課長（田中知行君） それでは、ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

第八条の二の第二項にただし書きがございます。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のためにみずから利用することによって、本人または第三者の権利、利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときはこの限りでないということで前段部分の例外規定を設けております。

具体的に言いますと、例えば本人の同意があつたとしても、その同意が強制されたものである場合や、特定個人情報の中に、本人の情報のほかに第三者の情報も含まれている場合など、いろいろなケースがあり、本人または第三者の権利、利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられる場合は、本項のただし書きに該当するということでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（野村永一君） 西川企画政策課長、答弁。

○総務部企画政策課長（西川敏明君） 水谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

報道でございましたスケジュールの関係でございますが、養老町におきましては七百五十八の自治体のほうに該当しておるといふようなことでございます。

その経緯につきましては、平成二十六年四月二十日に国より示されております特定個人情報保護評価指針によりますと、特定個人情報情報を保有しようとする前に特定個人情報保護評価を実施しなければならず、実施時期は、特定個人情報保護評価の結果に基づいてシステム設計を変更できるようにするため、システムの要件定義の終了及びプログラミングの開始前の適切な時期に実施する

という指針でございます。ただし、経過措置ということで、指針の適用の日が平成二十六年四月二十日でございますが、それから六カ月を超えない範囲でシステムの開発におけるプログラミングを開始する場合は、プログラミング開始後、特定個人情報ファイルを所有する前に特定個人情報保護評価を実施することができるとございます。

町といたしましては、特定個人情報保護評価を平成二十六年の十月に開始しておりますが、終了してからシステム設計、改修を行うということになりますと制度実施に間に合わないということになりますので、この経過措置を適用いたしまして、平成二十六年十月一日より先行してシステム改修を始めまして、平成二十七年三月二十日に終了をしたところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 特定個人情報保護評価の公表はいつでしたか。

○議長（野村永一君） 田中総務部参事、自席にて答弁。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） 特定個人情報保護評価につきましては、ことし、平成二十七年五月二十九日に公表いたしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 三点について質問いたします。

この件に関しては、マイナンバー制度をするということで、全国各自治体が、去る九月十三日の新聞報道によりまして大変不安があるというようなアンケート結果が出ておりますが、当町の

セキュリティ対策についての現状はどのようなことかというところが一点。これは、六月の一般質問で早崎議員も言われておりますが、強固なセキュリティ対策をするということでありますが、現状はどうなのかと。

それから、二点目としては職員に対しての安全教育が十分なされておるか。

それから三点目、私もなかなか理解しにくいですが、用語の解説、個人情報と特定個人情報、これを町民目線でいきますとどのような文言になりますか、その三点を説明していただきたいと思えます。

○議長（野村永一君） 西川企画政策課長、答弁。

○総務部企画政策課長（西川敏明君） 田中議員の御質問にお答えさせていただきますと存じます。私のほうからは、一番目と二番目の質問についてお答えをさせていただきますと存じます。

まず養老町の状況でございますが、マイナンバー制度の導入に当たりまして、セキュリティ対策につきましては十分な対策を進めているところでございますが、全国一律で初めて施行される制度でございますので、今までに経験したことがない取り組みということでございますので、その点におきましてはやや不安があるという状況でございます。

また、具体的な問題点といたしましては、専門的な知識を持ったスタッフを確保できないというところにあるかというふうに考えております。

続きまして、二番目の職員の安全管理教育が十分なされているかという御質問でございますが、私のほうからは安全管理体制につきまして御説明させていただきますと存じます。

総務省のほうから個人番号を管理するシステムをインターネッ

トから遮断するなどの緊急対策を求められておりますが、養老町では現在、基幹系システムとインターネット回線を遮断しておりまして、インターネットを通じて外部に情報を流出するということを防止しております。

また、基幹系システムから物理的な外部への情報流出を防ぐために、USBメモリー等の外部記憶媒体の使用制限を今後行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（野村永一君） 田中総務部参事、答弁。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） それでは、ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

まず職員的安全管理教育についてでございますが、職員が個人情報保護条例を遵守することは当然のことでございますけれども、今回のいわゆるマイナンバー法の施行によりまして、例えば国が発行するガイドラインなどを使って再度徹底してまいりたいと考えております。

それから、個人情報と特定個人情報の定義でございますが、簡単に申しますと、個人情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別されるものであり、文書、磁気テープなどに記録してあるものをいいます。特定個人情報というのは、個人番号をその内容に含む個人情報であるということで、こちらのほうで定義しておりますので、よろしく願います。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十六、議案第四十九号 養老

町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） この条例を施行される前に報酬等の審議会が開催されておると思いますが、そのときのメンバーと、重立った論点の内容を教えてくださいたいと思います。よろしく願います。

○議長（野村永一君） 田中総務部参事、答弁。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） ただいまの三田議員の御質問にお答えいたします。

特別職の報酬審議会委員のメンバーは、養老郡の医師会長、町連絡協議会長、金融協会の代表、総合会長、民生児童委員連絡協議会長、PTA連合会長、町PTA連合会や委員長でございます。それから論点でございますけれども、まず地方教育行政の組織

及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育長と教育委員長が一本化され、新教育長は教育行政のトップとして位置づけられるということで、その職務と責任に応じた額にすべきである。もう一つは、近隣市町との均衡を図ることを考慮すると、県内で一番人口が多い町として、他の町より少し高目に設定してもよいのではないかという議論、それから当町、または他の市町の特別職とのバランスにも配慮が必要であるという意見が主な内容でございます。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 教育長の報酬五十四万円ということですが、現行と比較して年間で幾ら変化があるのか、教えてください。

○議長（野村永一君） 田中総務部参事。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えいたします。

教育長の給料でございますけれども、給料月額については旧が四十五万六千二百円、それから新給料が五十四万円ということでございます。また改正前の教育長については管理職手当がついておりますので、六万八千四百三十円が毎月出ておりますので、それと新給料と比較しますと、月にいたしますと一万五千三百七十円という数字になります。

それと、年間でいいますと、先ほど言いました給料が上がりまして管理職手当は下がりますが、期末手当のほうについては増額になりますので、年間でいえば約五十四万円ほどの増額となります。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） 一点だけちょっと質問をしたいと思えます。

我々は非常勤の特別職であります。今回、教育長、町長、副町長等は常勤の特別職ということですが、一つだけお聞きしたいんですが、常勤の特別職について、年休とか超過勤務等というのはどういう現状なのか、ちょっと教えてください。

それともう一点、前回の条例に出してきました「職務専念義務の免除」という言葉がありますが、ちょっとこの意味がどういう意味なのか、教えてくださいたいと思います。

○議長（野村永一君） 田中総務部参事、答弁。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） ただいまの青山議員の御質問にお答えいたします。

町長、副町長については特別職ということで、そういった制度はございませんので、よろしくお願いたします。

教育長については、教育事務局からお答えさせていただきます。

○議長（野村永一君） 佐藤教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局兼教育総務課長（佐藤嘉但君） 今回の改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律が四月一日から施行されたということでございまして、法改正によりまして第十一条新教育長については常勤とするということでございます。それで、先ほどの条例にもございましたが、勤務条件等を一般職員と同じように常勤とさせていただきますということでございます。

それから、地方公務員法三十五条では、職員は、法律または条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務条件及び職務上

の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務のみ従事しなければならないということとございまして、特別な定めということとございしますが、いわゆる職務専念義務の免除につきましては、法律による例といたしまして、休職、停職の場合、あるいは年次有給休暇の条例等におきましては勤務条件、休暇等に関する条例、休日、年次休暇等については職務専念義務が特例として免除されるということとございします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） そうしますと、今、町長、副町長部局は特別職で、超過勤務とか、そういう年休とかはないということで、教育長についてはあるような御答弁でしたが、それでよろしいですか。

○議長（野村永一君） 佐藤教育委員会事務局長、自席にて答弁。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長（佐藤嘉但君） それでは、再質問にお答えいたします。

現在の教育長につきましては、経過措置により旧教育長ということとございまして、教育委員としては非常勤の教育委員会の一委員であります。新教育長につきましては直接教育長として議会で任命同意いただくわけでございまして、特別職でございます。超勤等は、当然対象になりません。

○議長（野村永一君） 長谷川副町長、補足答弁。

○副町長（長谷川 悟君） 補足説明をさせていただきます。

町長、副町長は特別職となりますので、我々は超過勤務とか、そういう概念はございません。現状の教育長さんは、今の状態ですと一般職扱いになりますので、休暇等は、年休等とはとっていた

だくことになると思います。ただ、管理職でございますので、超過勤務という概念はございません。

今度、法律の要請でございまして、特別職に教育長がなられるということですので、今回、条例を上程させていただいて、それに伴う取り扱いができるように整理させていただくという状態でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開時間は後ほどお知らせします。

なお、休憩中に議会運営委員会を開催します。委員会は、北委員会室にてお願いいたします。

また、議会運営委員会終了後、議会全員協議会を議員控室にて開催いたしますので、御参集をお願いいたします。よろしくお願いたします。

（午前 十時四十分 休憩）

(午前十一時〇五分 再開)

○議長(野村永一君) 休憩を解き、再開します。

次に、休憩中に議会運営委員会が開催され、追加議案、教育委員会教育長の任命同意について審議した結果、追加議案として上程し、審議することになりました。

お諮りします。

追加議案、教育委員会教育長の任命同意については、追加議案として上程し、先に審議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(野村永一君) 異議なしと認めます。

よって、追加議案として上程し、先に審議することに決定いたしました。

それでは、これより事務局より日程及び議案を配付いたします。

〔追加議事日程・議案配付〕

○議長(野村永一君) それでは、追加日程第一、同意第六号 教育委員会教育長の任命同意についてを議題といたします。

なお、本案は人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行います。

討論を省略して採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長(大橋 孝君) ただいま追加上程を賜りました同意第六号

教育委員会教育長の任命同意について説明をさせていただきます。

同意第六号 教育委員会教育長の任命同意について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律

第六十二号)第四条第一項の規定により、次の者を教育委員会教育長に任命したので、同意を求めるものとする。平成二十七年九月十八日提出。

記、住所、岐阜県養老郡養老町岩道三百九十五番地二十三、氏名、並河清次。

現在、教育長として養老町の教育行政の振興に努められております現教育委員の並河清次氏を平成二十七年十月一日から新教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により同意を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置が規定されましたが、法改正の趣旨である地方教育行政の責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図ることを目的に、新教育長へ移行するものでございます。

また、旧制度における教育長としては、既に本年九月末日をもって教育委員を辞職する願いが提出され、教育委員会の同意を得ており、町長としても同意をいたしたところでございます。

なお、新教育長の任期につきましては、平成二十七年十月一日から平成三十年九月三十日までの三年間となります。

以上で、同意第六号 教育委員会教育長の任命同意についての提案説明とさせていただきます。よろしく御同意のほどお願い申し上げます。

○議長(野村永一君) 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長(野村永一君) 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 新制度への移行ということでございますが、三月に旧制度で任命をされておりますが、なぜ三月にやらなかったのか、これだけ町長から答弁をお願いいたします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ただいまの教育長は三月十一日で任期満了するということで、新制度移行は四月一日ということでございまして、二十日間足らずではございましたけれども、空白を招くというようなこともできませんので、任命をさせていただいたということでございます。

また、さまざまきょう御審議をいただきました一部改正なり、そういうものがまだできていなかったということで、そういった条件整備をした上で、六月議会にというような予定もしておりますけれども、ちよつと種々の事情で、そういった条例等のあれが間に合わなかったということで、九月にさせていただきますという経緯でございます。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 制度は、先ほど条例が議会で認められたのででき上がったわけですが、制度はできたので、本来であれば任期が終わり、切りかわるタイミングで新教育長に移行するというだけでもよいわけですが、先ほどの質問で年五十四万円ほど増額になるといふふうにお伺いしましたけれども、町財政が厳しいと言われる中で、これでは教育長の給料を上げるための出来レースだと言われかねません。なぜわざわざこのタイミングでやるのか、もうちよつと詳しく御説明、納得のいくものをいただきたいと思います。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） まず大きく問題にされた給料が増額になるということでございますけれども、今度の新教育長というのは非常に責任も重くなるようなものでございまして、給料の増額とが代表取締役になるようなものでございまして、給料の増額というのは私は当然のことだというふうに考えます。

それから、任期途中ということでございますけれども、先ほどの質問の中にもございましたように、速やかになるべく早い時期に新教育制度への移行ということもございまして、それから責任の明確化等の、責任も新教育長においては非常に重くなつたということもございまして、きちんとした形で、これからの養老町の教育に関して全責任を持つていただきたいという思いで今出させていただきましたということでございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） これで新教育長ということになった場合、現在の教育委員長は失職になるのかなと思うんですけど、ちよつとそこを教えてください。

○議長（野村永一君） 佐藤教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局兼教育総務課長（佐藤嘉但君） 今回の法改正によりまして、十月一日から新教育長に移行したいということでございます。教育委員長と旧教育長の一本化ということでございますので、十月一日からは教育委員会の教育委員長につきましては失職でございます。

なお、委員としては、引き続き任期の間お願いするということでございます。それは教育委員会におきまして、教育委員長、各委員には、この制度の趣旨を御説明して御理解をいただいております。

るところでございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 十一番 林輝見君。

○十一番（林 輝見君） 町長にお伺いしたいと思います。

今、我が町では、幼保一元化に向けて新しいスタートを切りたいという時期に入りました。

また、全国的にも児童・生徒の学校内のいじめ等の実態がどんな、本当に正直な形で報告されるような状況になってきました。今まで学校サイドで、何とか内部で処理しようというようなことで数字的に出てこなかったものも、今現実としては出てきているような重要な時期だという思いが町長はあるんじゃないかなと思います。

それと、また近々には、土曜日の学校の授業が採用されるというような重要な時期に差しかかっているわけですが、町長の見解として、この重要な時期に新しい制度で教育長を選任されるということについて、町長の思いを語っていただけたらと思います。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 新制度は、教育委員長と教育長が一緒になった形で非常に責任が重くなるということでございます。

また、今回の法律では、首長との連携というものが非常に重要視されているというふうに思っております。

そういった中で、やはり教育委員会と対等な立場で話し合っ、そしてこれからの養老町の教育のあり方を考えていくというようなこと。それから、先ほど議員もおっしゃられましたように、いじめ等々難しい問題があります。そういった危機管理に速やかに対応できる、そういった新制度になるべく早く移行したいという

思いで今議会に提出をさせていただいたという思いでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 二点について伺います。

新教育長は、教育委員会の構成員であるということで、教育委員会の委員ではなくなるということ、一名、教育委員会委員さんが減員という解釈でよろしいでしょうか。

それから二点目としては、新教育長選任に当たっては地域のバランスやら現役の校長からの抜てき、また一般人からの選り手もいろいろあるうかと思えますが、何かしら優秀な方だとは思っています。そういった考えはどのように町長は思ってみえるのか、聞きたいと思えます。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） まず教育委員会の委員の数でございますが、教育委員長がただ委員になるということで、減員になるわけではございません。今までのとおり、教育長も教育委員会の委員でございますので、同じでございます。ただ、今回は教育委員長と教育長が一緒になった形で教育委員会を構成していくということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、バランスについては、今議会で教育委員さんのときにも御説明したと思いますけれども、さまざまなPTAとか教育、それから地域も考えた形ということで、バランスをとった形で今構成されているということでございます。

○議長（野村永一君） 補足答弁、佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（佐藤嘉但君） 新教育長の教育委員会における位置づけという御質問でございましたが、旧

教育長におきましては教育委員会の一委員であったということですが、新教育長につきましては教育委員会の構成員ではありませんが、委員ではないということです。ですから、教育委員の委員会のメンバーとしては五名で、変更はないということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 先ほどの町長の答弁で、教育委員会のメンバーのバランスではなくて、教育長の地域的なバランスという意味で申し上げたんです。

具体的にいいますと、たまたま今回、広幡地区で三人続いております。そういったことで、偏っておるんじゃないかなあというような意見も、あるところでは出ておりますので、そのような考え方だけちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 今の御質問、全く頭になくて、ちょっと申しわけございませんけれども、教育長というその責任の重さ、それから立場からして全町から人選すべきだというふうに私は考えます。たまたま広幡から続いたのかもしれないけれども、そういういった思いではございません。今、非常にしっかりとやっていただいているというふうな思いでございますし、それから今度の新しい制度になったときも、連携をやっていけるということで人選をさせていただいたということで、地域バランスは、教育長においては私はそのすべきではないんじゃないかと、逆にそのような考えでおります。以上です。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を委員長報告のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。ただいま新制度の教育委員会教育長の任命同意を受けられました並河教育長から発言の申し出がありましたので、許可いたします。

○教育長（並河清次君） ただいまは、私の教育長への任命に対しまして、議員の皆様のお同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

この九月末で、教育長に就任して丸二年になります。この間、教育長としての責務を精いっぱい果たしてきたつもりでおります。今後三年間におきましても、教育委員会新制度になり、責任が大変重くなりますけれども、これまで同様、子供たちや町民、それから職員のことを最優先に考えながら職責を全うしていきたいというふうに思っています。

議員の皆様におかれましては、これからもこれまでに以上に御指導、御鞭撻いただきますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

○議長（野村永一君） 日程第十七、議案第五十号 養老町議会の

議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十八、議案第五十一号 養老

町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第十九、議案第五十二号 町道路線の廃止についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 二路線の廃止ということで、一つは濃飛倉庫の関係で四百四十・五平米の廃止というところでございます。そして二番目は、防災基地の廃線で三百六十三・五平米ということ

でございますが、濃飛倉庫に関しては売却されたのか。売却されたのであれば幾らで、単価が幾らということでお尋ねをいたします。また、防災基地についてはどのような処理をされたか、これをお尋ねいたします。

○議長（野村永一君） 前田建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 松永議員の御質問に対して

お答えをさせていただきます。

廃止路線、濃飛倉庫と、それから防災拠点の道路のほうの町道を廃止させていただきました。

濃飛倉庫の廃止につきましては、建設課のほうの町道河川用地買収単価表という基準を持っております。この単価で払い下げをさせていただいております。平米単価二千八百八十六円でございます。面積等につきましては、金額がわかってきますので、この辺は御了承をお願いしたいと思います。

それと、防災拠点のほうの用地につきましては、もともとが国有地ということで、用地はそのまま残っておりまして、払い下げ売買等何もやっております。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 議案第五十二、五十三、五十四にかかわりますけれども、今回の町道路線の廃止、認定、変更に伴って地方交付税の算入根拠といえますか、そういうふうなことで試算していれば金額などを教えていただければと思います。

○議長（野村永一君） 田中総務部参事、答弁。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

今回の町道路線の廃止、それから認定、変更等に伴いまして、普通交付税のほうに影響が出てまいります。それで二十七年度の単位費用等の数値を用いて仮に計算しますと、面積については一万七千円の増、延長については一万八千円の減ということで、トータルいたしますと千円の減という形で試算しております。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十、議案第五十三号 町道路線の認定についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十一、議案第五十四号 町道路線の変更についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

「「ありません」の声あり」

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

「「なし」の声あり」

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十二、議案第五十六号 平成二十七年養老町一般会計補正予算（第三号）を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

「「議長」と呼ぶ者あり」

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 企画費の養老改元一三〇〇年事業費関連の

中の委託費七百五十万円についてお聞きします。

提案説明では、少し触れただけだったので、よくわからなかったので調べましたところ、基本計画が策定され、企画政策課内に実施計画を策定していたものの、人手が足りなくなつたことで手が回らなくなり、コンサルティング会社に委託することになったとのことらしいのですが、詳細についての御説明をしてください。

○議長（野村永一君） 西川企画政策課長、答弁。

○総務部企画政策課長（西川敏明君） 岩永議員からの御質問にお

答えをさせていただきます。

今回、補正で計上させていただきました養老改元一三〇〇年プロジェクト事業の委託料でございますが、その内訳といたしましては、業務といたしまして養老改元一三〇〇年プロジェクト推進事業等の業務委託でございます。内容といたしましては、養老改元一三〇〇年祭の実施計画、あるいは広報計画の策定と養老改元一三〇〇年祭を実施するに当たりましての企画運営でございます。内容といたしましては、議員のほうからも話しいただいておりますが、ことしの一月に養老改元一三〇〇年祭基本計画を策定いたしましたおまして、今年度、実施計画の策定を進めておりましたが、主担当の職員が育児休業を取得することになりまして、策定業務がおくれてしまうということで、この業務につきまして業者への委託、支援をお願いしたいというふうで考えております。また、一三〇〇年祭の実施事業につきまして、企画運営ということで町外からの来訪者の増加を図るために、養老町の観光PRとあわせまして養老改元一三〇〇年祭の周知を行うために、PRイベントの実施、あるいはキャンペーンサイトの立ち上げを予定いたしております。今回、補正を上げさせていただきました業務内容につきましては、おおむねそのような内容でございます。また、財源につきましては、今国のほうでございます地方活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型で、今回は上乗せ交付分を活用いたしまして、その交付金といたしまして七百万円を予定させていただきましたということでございます。以上でございます。

「「議長」と呼ぶ者あり」

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 課内の人員が一名育児休暇、いなくなったことで事業を策定できなくなるということは、人事体制とか、引き継ぎ体制に非常に疑問を感じるところですけれども、本来、当初予算では当然想定されていなかった出費であるわけですけれども、このような形で本来必要なかったはずのお金が投入されていくということは大変無駄ではないかと考えます。何とか課内、もしくは部内で協力して、自分たちだけで実施計画をつくり上げることができませんか。それができないのであれば、自分たちの手に余るような事業は取りやめて、自分たちだけでできる身の丈に合った企画をすればいい、そのように思うわけですけれども、いかがでしょうか。課長、お願いします。

○議長（野村永一君） 西川企画政策課長、自席にて答弁。

○総務部企画政策課長（西川敏明君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

議員のおっしゃることは重々理解できるわけですが、今回は既に基本計画を策定しておりますので、それを実際に実施に移すに当たりまして、その計画がまだ今の段階ではスムーズにできていないということでございますので、職員のほうも今回一名減ということで、そこにつきましては臨時職員の雇用を予定はいたしておりますが、当然臨時で来ていただく方でございますので、そういったノウハウをお持ちの方では基本的にはないというふうに考えておりますので、今回は委託料というような形で予算計上をさせていただきたいということでございます。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 六番 吉田太郎君。

○六番（吉田太郎君） 二点お伺いします。一点目は、十ページの農林水産業費ということで、林道整備費の中で吉谷の林道の管理費と、それともう一点は十一ページの教育費の中で事務局費、結局通学路の防犯灯設置について、どこで何基設置したかをお聞きします。以上です。

○議長（野村永一君） 川地産業建設部参事、答弁。

○産業建設部参事兼農林振興課長（川地豊己君） 吉田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

林業費の林道整備費の補正ということで四十七万八千円の内容でございますが、沢田字南山地内の吉谷林道に谷水を排水する排水管が設置してございますが、その排水管が土砂で埋まっておりまして、林道に谷水が流れ出し、のり面保護の目的で設置してございます土のう堰が崩壊するおそれがございますので、その排水管内の土砂撤去と、一部排水管の管路延長の修繕工事を行うものがございます。以上でございます。

○議長（野村永一君） 佐藤教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局兼教育総務課長（佐藤嘉但君） 吉田議員の御質問でございますが、通学路防犯灯設置事業につきましては、交付要綱に基づきまして一律三万円を限度で補助しておるということでございまして、今回の補正につきましては、広幡地区が一基、それから池辺地区が三基、小畑地区が二基、計六基、それから今後の今年度の実績を見込みまして八基分、三万円の二十四万円を補正させていただきたいということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 二点お尋ねをいたします。

十ページの民生費の後期高齢者医療費の関係で、県外の病院から不正請求があつて返還という説明を受けましたが、この事件はいつ起きて、この返還金はいつあつたか。

それから二点目でございますが、商工費の中の観光費でございますが、観光事業振興費並びに観光関係負担金、西美濃観光プロモーション事業ということでございますが、この事業の詳細をお尋ねいたします。以上です。

○議長（野村永一君） 野村住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（野村博治君） ただいまの松永議員の御質問でございますが、後期高齢者医療費の関係で百七十八千円の償還金の補正をいたしました。この関係でございますが、議員の御指摘のとおり、昨年、平成二十六年十二月に、県外の病院でございますが、監査が実施されました、その監査の中で不正請求が発覚いたしました。したがって、当病院のほうから町のほうへの返還金につきましては、二十六年年度末に歳入の雑入のほうで入っております。以上でございます。

○議長（野村永一君） 山中企業誘致・商工観光課長、答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（山中秀樹君） 松永議員の御質問にお答えいたします。

一つ目は、観光事業振興費の五十四万円の増額計上でございますが、これはJR東海が企画・主催いたしますウォーキングイベント「さわやかウォーキング」といって、開催を年間通じてやっておられるんですが、これの沿線市町として今回協賛するための事業費として、報償費五十万円を計上させていただいております。事業内容は、まず開催日、これは今年の十一月十五日日曜日です。この日に開催されまして、東海道線の垂井駅を出発しまして、途中、垂井町内の南宮さんとか寄られるようですが、養老サービ

スエリア、あるいは養老公園などに立ち寄りまして、最終的にゴールは養老鉄道の養老駅までの十五キロのコースとなっております。

当日は、当町の親孝行のふるさとフェスタの開催日でもありますので、ウォーキング参加者へのおもてなしとして出店店舗や楽市楽座、あるいはその公園内の店舗で利用できるバザー券を配布したいと考えており、飲食などに御利用いただいて養老の観光PRと申しますか、したいなということで計上させていただいております。

それから、次に観光関係の負担金でございます。五百万円を増額計上させていただいております。これにつきましては、西美濃地域の十二市町で構成する西美濃広域観光推進協議会におきまして、地方創生推進事業といたしまして、広域連携によります国内・海外への観光プロモーション事業を実施するに当たりまして、その構成市町がその事業費を均等に負担するものであります。

なお、この事業は、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型の上乗せ交付金を活用するものであります。各市町は全額この交付金を財源に負担金を支出するものであります。

事業内容ということですが、重立った事業といたしましては、まず観光データの分析事業、いろいろなデータを集めまして、それを今後の誘客等に観光推進事業に利用していくというような内容のものです。

それから、国内観光プロモーション事業といたしまして、まず物産展、スタンプラリー事業、あるいは観光誘客のリーフレット等の作成、あるいはもう少しポスターとか、公共交通機関へのラッピングといいますが、そういったものの広告宣伝費、それから

アプリの開発ですね。観光案内をスマートフォンとかタブレットですか、ああいったもので検索できるようなアプリケーションのソフトを開発するといったこともあります。

また、観光品だけでなく農産物のPRもこの中では兼ねて連携をとってやっていくというようなことで、そういったものの紹介もしたいと。

それからもう一つ、これが大きくなると思うんですが、海外プロモーション事業ということで、この十二市町の首長さん方以外へ観光PRのために行っていたら、トップセールスを行っていたらとというような事業を計画しております、総事業費は六千万円でございます。もちろん先ほど申しましたように、この六千万円の事業費の財源は全て各市町が交付金の交付を受けて拠出するものですので、持ち出しは、今現在は予算としてはありませんので、全額交付金ということで予定をいたしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） 款消防費の目水防費ですが、私、町長の説

明を聞き漏らしたのかもしれませんが、水防管理費として六百十八万九千円が減額という補正ですが、たしかこれはハザードマップを来年度に発行するというような御説明があったかと思えますが、近々ゲリラ豪雨とか、先日の東北に対して大水害が起きたりとか、そういう今本当に大変な水害、地震よりも水害が忘れられているという部分がありますので、やっぱり一日も早くこのハザードマップは町民に配付していただきたいと思うんですが、なぜ年度を一年おくらすことになったのか、その辺の理由をちょっとお聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（野村永一君） 前田建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 三田議員の御質問のありましたことについて回答させていただきます。

御存じのように、養老町ハザードマップは平成十七年に配付させていただきました。もう十年がたちました。それにつきまして直そうということで、新たに印刷して出す予定でございました。

そのときに水防法の改正ということで、御存じのように二十七年五月十三日に成立して、五月二十日に公布されたわけなんですけれども、この改正の内容が洪水に係る浸水区域の考え方が変わつたと。もともと河川整備計画というのが河川ごとにつくられておりますけれども、その河川整備計画の基本において降雨量を算定するというところで、算定をして今まではつくっておったわけなんですけれども、今度、改正によりまして、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域とすると。これによって、内水を計画していくと。この浸水想定区域の考え方が大きく見直されたことに伴いまして、各河川の見直しが直轄の国関係、それからその後、今度は県関係というふうな順次行われることとなりまして、その数字が出ないと新たなきちつとした想定ができないということ、今回作成するのを見送ったということでございます。

今後の予定につきましては、急ぎという話はもちろんあるんですけれども、この想定が、まず国が直轄河川、揖斐川、牧田川の浸水区域の設定をされて、その後は今度、県管理の津屋川、泥川、その他の河川をやるということですので、その辺の浸水想定区域ができ次第、想定区域の連絡がもらえましたら早々に策定をしたと。その間につきましては、ある程度時間がどうしてもかかりますので、例えば直轄なら直轄の部分がわかった時点について、順次情報として提供していきたいと。印刷までは一週にやっちゃ

うと、またつくり直さんならんということが出てきますので、できる限りの情報は提供しながらやっていきたいと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 時間が大変迫っており、恐縮ですけれども、二点でお伺いしたいと思います。

最初に、戸籍住民基本台帳事務費の関係ですが、いわゆるマイナンバー法に基づいた事務的補正ですが、これでこの制度に移行するための補正は最後なのか。また、今後、一般財源も含めた形での大きな予算というのはあるかどうかということ。

それから、改正マイナンバー法ですが、何に連結をされているのか。漏えい問題で大変社会問題になりました年金情報は、先送りになっているのかどうか。

それから、いよいよ来年一月から始まり、十月から番号通知が町民に届くんですけれども、いつから養老町は住民に届き始めるのか。また、この交付目標というのは自治体で持っているのか。

それから、個人番号を受け取るのか否かは任意ということですが、カードを持たなくても困らないということなのか、伺いたいと思います。

○議長（野村永一君） 高木住民人権課長、答弁。

○住民福祉部住民人権課長（高木 勉君） 水谷議員の御質問にお答えいたします。

まずことしの十月五日から始まり番号制度でございますが、これに対する事業費、今回の補正で九十八万一千円計上しております。一応来年度も補助金の予定はございます。金額にして約二百八十万ほど、これは事業推進費として国のほうで組まれており

ます。

今後の住民に対します交付の予定でございますが、十月五日以降、国の機構のほうから順次各市町の各世帯単位で通知カードが送付されます。私どもに入っている情報によりまして、十一月末までぐらには各世帯に届くということ聞いております。

このカードの申請でございますが、一応任意ということで、この利点といいますと、今のところ身分証明、そういったのが一番大きな利点でございます。今、住民基本台帳カードというものがございまして、それに類似するところもございまして、困る困らないというお話からいきますとどうしてもという、そういった必要性はないかと考えております。

連結は、税、年金、国保というのが今後予定されておるところでございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 交付目標は養老町としてあるのでしょうかということと、あと報道なんかを見ますと、年金情報については国のほうは先送りをするというようなことがありますので、その点、わかればお願いしたいなというふうに思います。

先ほど二点と言いましたので、恐れ入りますが認定こども園の関係についてお尋ねしたいと思いますが、造成工事ですが、いつ工期として終了を予定しているのかということ。そして、なぜ九月議会で補正を出したのかということ。

それから、二十九年の四月開園ですが、それまでのタイムスケジュールですけれども、余り期間がないように思いますが、今後どういうふうに進んでいくのかということ。

それから、今、福祉施設とか病院、また公共施設なんかは内覧

会をするということ、かなりの期間、内覧会の開催日を設けているということがございます。それには、利用する人もしない人も、身近にその施設に親しみを感じてもらおう、理解してもらおう、また応援してもらおうということで開かれた施設としてこういうことが行われているんですけれども、こういうふうなことは考えられているのか、この点について伺います。

○議長（野村永一君） 高木住民人権課長、自席にて答弁。

○住民福祉部住民人権課長（高木 勉君） 先ほどのカードの目標想定枚数でございますが、国のほうは総人口の一分を二十七年、想定しております。また、次年度、五分を想定しております。我が町も、それに準じまして今年度は人口の一分ということで約三千人、来年度千五百人ということで想定をしておりますが、それに応じまして事務等の対応も今現在のところ考えております。年金情報の先送りの件でございますが、今現在ちよっと確認がとれておりませんので、わかり次第また御報告させていただきます。

○議長（野村永一君） 松岡子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） ただいまの水谷議員の御質問に回答させていただきます。

認定こども園の造成工事につきまして、まず一点目、工期につきましてですが、この九月議会に補正で上げさせていただきます。この工期につきましては、二十七年事業ということ、二十八年三月三十一日末までを予定しております。

続きまして、なぜこの九月の時期に補正で上げたかということでございますが、この事業につきましては民間の事業者を募集するということがございまして、その公募をかせいでいただいたのが二十七年の一月でございます。公募の結果、事業者を決定さ

せていただいたのが二十七年の三月であったということで、事業自体の、事業者として決定してスタートした時期が二十七年三月三日の子ども会議で決定したという事情もありまして、二十七年の当初予算にちよっと間に合わなかったということ、あと造成工事につきましては、どういう建物を建ててとか、そういう設計のところが決まってこない、造成するに当たりましても工事に入っていく部分がございます。水谷議員の御指摘のとおり二十九年四月のオープンという日程が決まっているということで、早く予算をお願いしなければいけなかったところがございますが、図面をつくる、設計を上げるとか、いろんな関係者の方の協議を重ねるうちに当初予算では間に合わなくて、九月に上げさせていただいたということでございます。

今後のスケジュールにつきましての御質問であったかと思いますが、今ありましたように、今後につきましては準備会ですとか、当然これから建設工事に入っていきますので、いろいろお世話になります地元の方への説明会とか、本体の工事につきましては、そういう造成工事の次になってきますので、平成二十八年度に建設工事のほうに入っていくことになろうかと思っております。建設の関係のスケジュールにつきましては、二十九年の四月には開園できるように、工事のほうを進めていきたいと。

あと、認定こども園ということで認可していただくという事務的な手続も、当然ですが二十九年の四月までには終わっていないかならないということ、そちらの手続も二十八年度中に進めていきたいと思っております。

あと、福祉施設として、今後内覧会等を予定しておるのかというような御質問であったかと思いますが、こちらにつきましては民間で運営するということにはなっておりますが、お預かりする

のが養老町の大事なお子様ということで、福祉施設ということで社会福祉法人に運営はしていただくんですが、当然開かれた施設といえますか、町民の皆様は大事にしてみらえる施設になるように、準備が整った段階で、今ここでいつということとはちよつと申し上げられないんですが、なるべく多くの方に見ていただけるような、また今後、子供さんたちが安心して預けられる施設だということをおわかってもらえるような方法とか、機会を考えていきたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ある程度のスケジュールが決まれば、まずは議会の議員にお示しいただきたい。そのことを強く要望して終わります。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 賛成討論をします。

今回の補正予算については、地方創生先行型上乘せ交付分を利用した事業、また子育て支援事業に係る養北認定こども園の建設事業予算が主であります。国の総合戦略にのっとり、時代に合った地域をつくり、安心・安全な暮らしを守ると。地域と地域を連携するといった地域活性化に向けて、いずれも重要な、大切な

事業であり、認定すべきものと思います。

以上、賛成討論とします。

○議長（野村永一君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十三、議案第五十七号 平成二十七年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を

議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めま

す。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十四、議案第五十八号 平

成二十七年養老町上水道事業会計補正予算（第一号）を議題と  
します。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めま  
す。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十五、議案第五十九号 平

成二十七年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を  
議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めま  
す。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十六、議案第六十号 平成

二十七年養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）を  
議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めま

す。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二十七、議案第六十一号 訴

えの提起についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十一号

訴えの提起について説明させていただきます。

議案第六十一号 訴えの提起について。

養老町斎苑清華苑における損害賠償請求事件に関する訴えを提起することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定により議会の議決を求めるものとする。平成二十七年九月十八日提出。

提起の趣旨でございます。元清華苑嘱託職員に対して、一千五十万六百元を養老町斎苑（清華苑）使用料の損害賠償請求額として訴えの提起を行うものであります。

要旨でございますが、平成二十二年四月一日から日々雇用職員として、また平成二十四年十月一日からは嘱託職員として、平成二十五年二月二十一日の解任までの間に勤務をしていた養老町斎苑（清華苑）において、清華苑の施設使用料について、清華苑利用者が支払った使用料のうち一千百五十三万四百円を横領し、町に損害を与えたものであります。

訴訟対象者は、平成二十七年三月四日に不法行為による損害賠償として百二万九千八百円及びこれに対する遅延損害金十五万七

千九円を供託しましたので、町はこれを払い出し、受領しております。よって、請求の金額は一千五十万六千六百円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払い済みに至るまで年五%の金員を支払えというものでございます。

以上で、議案第六十一号 訴えの提起についての提案説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 済みません、相手方の氏名をお伺いしたいと思えます。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 養老町のほうでは、議案のときは個人名は提出しないというふうな形で今までも考えておるようでございますので、個人的な名前については控えさせていただきたいと思えます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めま

す。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も、次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） お諮りします。

この第三回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も、第三回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） お諮りします。

総務民生、産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） お諮りします。

議会改革、養老鉄道存続の各特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成二十七年第三回養老町議会定例会を閉会いたします。  
長時間、御苦勞さまでした。

（閉会時間 午後〇時十六分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた  
めここに署名する。

平成二十七年九月十八日

議長 野村 永一

議員 北倉 義博

議員 岩永 義仁